

簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策について

1. 中間まとめ (抄)

「分野横断権利情報データベース等に情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等」について、次のような「新しい権利処理の仕組み」による利用を可能とする。

- ① いわゆる「拡大集中許諾制度」のように、窓口組織又は特定の管理事業者が許諾に相当する効果を与えること
- ② 窓口組織への申請や十分な使用料相当額の支払いをもって利用又は暫定利用を可能とすること
- ③ 窓口組織が著作権者等不明著作物に係る文化庁長官への裁定申請手続を代行すること

2. 制度化に向けた主な論点・検討課題 (例)

(1) 要件

○著作権者等が不明又は著作権者等と連絡が取れない場合

- ・窓口組織への相談をもって、利用者として相当程度の探索を行ったとみなすことができるか。
- ・利用者本人又は窓口組織によるデータベース等を活用した「探索」について、どの程度まで精度を求めるか。少なくとも、現行の著作権者不明等著作物に係る裁定申請に必要な相当程度の探索と同程度とすべきか。データベース等の整備状況や一元的な窓口組織の関与を踏まえ、例えば、探索を軽減することは可能か。

○意思表示がされていない場合

- ・「意思表示」については、その有無が客観的に判断できることが望ましいが、どのような内容・条件とすべきか。
- ・「意思表示」の具体的内容について、著作権等に関する情報（著作権等を有する者、利用方法及び条件、他の情報と照合することによりこれらを特定することができる情報等）はどういったものとすべきか。また、「自由利用マーク」や「クリエイティブ・コモンズ」、「利用規約」、「著作権者名表記」等といったものを柔軟に含めるべきか。
- ・「意思表示」の方法・手段・場所について。
- ・「意思表示」がされている時点について、著作物の探索時点か、利用時点か。
- ・「意思表示」の事後の変更について。

○連絡を試みても返答がない場合

- ・「返答がない場合」として、どの程度を想定するか。著作物の種類や利用形態に応じて柔軟性を持たせるべきか。
- ・現行の著作権者不明等著作物に係る裁定申請手続に求められている WEB ページ等による広告などを併用させるか。

○「使用料」、「対価」

- ・新しい権利処理に係る使用料相当額は、現行の著作権等管理事業者や指定管理団体等による使用料規程等を参考に、窓口組織が算定することができるか。
使用料相当額は、現行の著作権者不明等著作物に係る裁定制度のような供託ではなく、窓口組織に支払いを行わせる仕組みが採れるか。
これらにより、現行の著作権者不明等著作物に係る裁定制度に指摘されている、使用料相当額算定の困難さや供託手続の負担といった課題を解消できないか。

○「新しい権利処理の仕組み」に至るプロセスである上記の各要件を満たしていることについて、「窓口組織」への相談といった手続を組み込むことで、一定の適正な運用の担保や利用者負担軽減が期待できるか。

(2) 効果

○新しい権利処理の仕組みとして挙げられている①～③の方策等、様々な仕組みを組み合わせる必要があり、実現させる必要がある。それぞれどのような活用が想定されるか。

①については、諸外国において拡大集中許諾制度が対象としている教育目的の利用や図書館等によるアーカイブ等について、現行の著作権法では権利制限と補償金制度が採られているが、これらも踏まえ、どのようなケースが想定されるか。

②については、「利用」を認めることとするほか、許諾や権利制限とは異なる「暫定利用」を視野に、特定の利用場面に限定しない柔軟な制度化ができないか。

③については、①や②による対応ができない部分を捕捉・補完する仕組みと位置づけることも考えられるか。

○②の「暫定利用」について、一定期間の利用行為について、例えばその違法性を阻却する、又は無過失であることを推定させることについてどのように考えるか。

「暫定利用」が可能な期間について、一定とすべきか。相当の使用料の支払いを行うことを踏まえ、利用者からの申請期間とすべきか。この際、「権利者からの連絡があった時まで」とすべきか。

○③の現行の著作権者等不明著作物に係る文化庁長官の裁定申請手続の代行について、現行の著作権者不明等著作物に係る裁定制度に指摘されている使用料相当額算定の困

難さや供託手続の負担といった課題を解消することは可能か。

裁定申請手続代行について、弁護士法等その他の法令との関係について。

○翻案等改変を伴う利用についてどのように考えるか。現行の権利制限規定や著作権者不明等著作物に係る裁定制度においても一定の翻案等が認められていることを踏まえ、可能な限り対応できる仕組みとすべきか。

○著作者人格権についてどのように考えるか。

(3) オプトアウト

○オプトアウトについてどのように制度化すべきか。

オプトアウトも「意思表示」の一種であると捉えることができるが、例えば著作権者単位による簡易で包括的なオプトアウトの仕組みを設けることについてどう考えるか。

○その際、オプトアウトの明確性担保の観点から、オプトアウトをする著作物又は著作権者等について、分野横断権利情報データベースを活用することも考えられるか。